

令和2年12月2日開会

令和2年12月2日閉会

# 第6回久慈広域連合議会臨時会会議録

久慈広域連合議会



# 目

# 次

## 第6回久慈広域連合議会臨時会

○議事日程第1号	1
○会議に付した事件	1
○出席・欠席議員	1
○事務局職員出席者	1
○説明のための出席者	1
○開会・開議	1
○諸般の報告	1
○会期の決定	1
○会議録署名議員の指名	1
○議案第1号から議案第4号まで及び報告第1号	1
提案理由の説明	2
総括質疑	2
○議案第4号	3
質疑	3
討論	3
採決	3
○議案第1号	3
質疑	4
討論	5
採決	5
○議案第2号	5
質疑	5
討論	6
採決	6
○議案第3号	6
質疑	6
討論	8
採決	8
○閉会	8
署名	9



# 第6回久慈広域連合議会臨時会会議録

## 議事日程第1号

令和2年12月2日（水曜日）午後1時30分開議

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議案第1号から議案第4号まで及び報告第1号  
提案理由の説明・総括質疑
- 第4 議案第4号（質疑・討論・採決）
- 第5 議案第1号（質疑・討論・採決）
- 第6 議案第2号（質疑・討論・採決）
- 第7 議案第3号（質疑・討論・採決）

## 会議に付した事件

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 議案第1号から議案第4号まで及び報告第1号
- 日程第4 議案第4号 指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第5 議案第1号 令和2年度久慈広域連合一般会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議案第2号 介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第3号 久慈地区汚泥再生処理センター整備・運営事業建設工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて

## 出席議員（14名）

- |             |            |
|-------------|------------|
| 1番 野場 義時君   | 2番 森田 幸一君  |
| 3番 小野 寺豊君   | 4番 野崎 泰斗君  |
| 5番 信田 義朋君   | 6番 南 一郎君   |
| 7番 金沢 秀男君   | 8番 下館 岩吉君  |
| 9番 小倉 利之君   | 10番 二子 賢一君 |
| 11番 黒沼 繁樹君  | 12番 泉川 博明君 |
| 13番 佐々木 栄幸君 | 14番 城内 仲悦君 |

## 事務局職員出席者

- |          |          |
|----------|----------|
| 書記 下上 幸紀 | 書記 板垣 俊隆 |
| 書記 中村 安耶 |          |

## 説明のための出席者

- |               |               |
|---------------|---------------|
| 広域連合長 遠藤 謙一君  | 副広域連合長 小田 祐土君 |
| 副広域連合長 柁屋 伸夫君 | 監査委員 石渡 高雄君   |
| 事務局長 上有谷 満君   | 消防長 大粒来輝行君    |
| 会計管理者 蒲野喜美男君  | 消防次長 立白 勝君    |
| 消防次長 城内 和彦君   | 総務企画課長 吉田 義行君 |
| 介護保険課長 橋本 藤雄君 | 衛生課長 中新井田理君   |
| 久慈消防署長 中屋敷 亨君 | 洋野消防署長 野中 修孝君 |

午後1時30分 開会・開議

○議長（佐々木栄幸君） ただいまから第6回久慈広域連合議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

## 諸般の報告

○議長（佐々木栄幸君） 諸般の報告をいたします。

広域連合長から議案の提出があり、お手元に配付しております。

## 日程第1 会期の決定

○議長（佐々木栄幸君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

## 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（佐々木栄幸君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に泉川博明君、城内仲悦君を指名いたします。

## 日程第3 提案理由の説明・総括質疑

○議長（佐々木栄幸君） 日程第3、議案第1号から議案第4号まで及び報告第1号を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

上有谷事務局長。

**○事務局長（上有谷満君）** 本臨時会に提案いたしました、議案4件の提案理由及び報告第1号についてご説明申し上げます。

はじめに、議案第1号「令和2年度久慈広域連合一般会計補正予算（第3号）」であります。今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費の計上のほか、久慈地区斎場の指定管理費について、債務負担行為を設定するものであります。

1ページをお開き願います。

第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ220万円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ80億8,221万5,000円にしようとするものであります。

款及び項の補正額は、2ページ、3ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりであります。

次に、第2条、債務負担行為であります。4ページの第2表のとおり、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めようとするものであります。

次に、議案第2号「介護保険条例の一部を改正する条例」について申し上げます。本条例は、地方税法の一部改正に伴い、延滞金の割合の特例について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第3号「久慈地区汚泥再生処理センター整備・運営事業建設工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて」であります。本案は、平成30年10月31日に議会の議決を経て、日立造船・宮城建設・下館建設特定建設工事共同企業体と契約を締結した、久慈地区汚泥再生処理センター建設工事について、契約金額46億1,592万円に、1,430万円を増額し、46億3,022万円に請負変更契約を締結しようとするものであります。

変更の内容であります。上水道の利用に必要な、給水ポンプ施設の整備を追加しようとするものであります。

次に、議案第4号「指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」であります。本案は、「久慈地区斎場」の管理を行わせるため、指定管理者として「久慈広域葬祭業協同組合」を指定しようとするものであります。

なお、指定期間は令和3年4月1日から令和8年

3月31日までにしようとするものであります。

最後に、報告第1号「職員による自動車事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について」であります。本件は、令和2年9月30日、普代村第20地割字馬場野地内において、公用車が方向転換のため後方に発進した際、左後方部が相手方の保有するガードレールに接触し、損傷させたものであります。

この事故に係る損害賠償額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分したので同条第2項の規定により報告するものであります。

これまででも、交通安全につきましては日頃から指導を行っているところであります。今後とも周囲の状況を確認するなど、安全な運転を行うよう指導してまいります。

以上で、議案の提案理由及び報告の説明とさせていただきます。よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（佐々木栄幸君）** これより、提出議案に対する総括質疑に入ります。

質疑を許します。

14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** 先ほど久慈地区斎場の説明が全協であったんですけど、1者しかないということでしたが、この久慈広域葬祭業協同組合は平成25年2月20日に設立されたようなんですけども、このメンバーの中に久慈地区斎場の斎場長が入っているんですけども、こういうことについてはどうなのかと思いますが、構成団体の4団体の一つになっているんですね。現在運営されている久慈地区斎場の斎場長が団体の一員になれるかどうか疑問なんです。お聞かせください。

それから、同じく説明の中で施設の概要があったんですけど、人員体制が斎場長1人、火葬技術者2人、事務員1人、清掃事務員・事務補助2人、合わせて6人のことが出ております。債務負担行為でいうと1年で2,967万4,000円、5年で1億4,837万円ということが出ております。この人件費の設計単価についてお聞かせください。

それから、交通事故の関係ですけど、これは各議会に毎回出るわけなんですけど、連合でもまた出たわけなんですけど、人身事故はなかったように報告があったわけなんですけど、いずれ事故がないよう努めるように、さら

なるご指導をお願いしたいと思いますが、お聞かせください。

○議長（佐々木栄幸君） 橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） 交通事故についての指導でございますけど、局長からもお話があったように、日頃から指導は行っておりますし、局内におきましても会議等で各課周知徹底しながら交通安全には努めるようにやっているわけでございますけども、今後ともその指導は引き続き続けてまいりたいというふうに考えております。

○議長（佐々木栄幸君） 中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） 指定管理の人件費の単価の件でございますけども、こちらの単価につきましては久慈市の指定管理者制度の導入及び運用に係るガイドラインの指定管理の人件費に係る積算というところの単価を使っております。まず、管理者につきましては、単価が税抜きで1万5,100円、指導員が9,700円、事務員が9,100円、軽作業員が6,400円となっております。あと、そこの団体に斎場長ということで載っているわけですが、こちらとしては、団体としてみているものでございます。

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

~~~~~

#### 日程第4 議案第4号

○議長（佐々木栄幸君） 日程第4、議案第4号「指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） 議案第4号「指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」ご説明申し上げます。

本案は、久慈地区斎場の管理を行わせるため、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの指定管理者として久慈広域葬祭業協同組合を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、指定管理者の選定にあたりましては、指定管理者の公募を行い、指定管理者選定審査会の審査を経て、今回、提案するものであります。

○議長（佐々木栄幸君） 14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） 平成25年2月20日に久慈広

域葬祭業協同組合が設立されたというふうに参考資料に載っていますが、この団体が指定管理を受けたのはいつからですか。団体設立以降ずっとこの団体が請負ってきたのか教えてください。

○議長（佐々木栄幸君） 中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） そちらの団体につきましては、設立した当初は久慈地区斎場の方はメンバーに入っていませんでした。最初のメンバーにつきましては、有限会社善光堂、有限会社はたけた、有限会社野場造花仏具店、もう1団体がたがいま資料がございませんが有限会社ノヴァだと思っておりました。その団体が抜けまして、久慈地区斎場ということで今の斎場長が入られているということになります。

○議長（佐々木栄幸君） 14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） たしか今言っているとおり、野場さんのところに不幸があつて、一つの団体が無くなったと記憶していますが、久慈地区斎場自体が運営団体に入るとするのは、ちょっと分からないなという気がするんですよ、普通、ここは斎場としてやっている場所ですから、それが指定管理者の中に入っているのはどうなのかなという気がするんですが、その点の議論は選定委員会の中で無かったのでしょうか。

○議長（佐々木栄幸君） 中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） 審査会については特に議論はありませんでした。

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

次に討論であります、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第4号「指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐々木栄幸君） 起立全員であります。

よって議案第4号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第5 議案第1号

○議長（佐々木栄幸君） 日程第5、議案第1号「令和2年度久慈広域連合一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

この際、審議方法についてお諮りいたします。

審議は、第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入・歳出別に説明を受け、その後、歳入・歳出とも款ごとに質疑を行い、その他の条については、条ごとに説明を受け、審議を行うことにしたいと思いません。

これに「ご異議」ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

議員各位にお願いいたします。質疑の際は、ページ及び項目等を示し、簡潔にお願いいたします。

それでは、議案第1号の審議に入ります。

第1条、歳入歳出予算の補正、歳入について説明を求めます。

吉田総務企画課長。

**○総務企画課長（吉田義行君）** それでは、第1条、歳入歳出予算の補正について、事項別明細書によりご説明申し上げます。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入、1款分担金及び負担金、1項負担金、6目消防負担金であります。消防施設整備費負担金220万円の増額を計上いたしました。

市町村ごとの負担金の増減であります。14ページをご覧ください。

市町村負担金賦課表の右下の合計欄になります。

野田村、220万円の増となっております。

以上で説明を終わります。

**○議長（佐々木栄幸君）** 歳入、1款分担金及び負担金、質疑を許します。

14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** 今回の負担金は野田村だけですが、その理由をお聞かせください。

**○議長（佐々木栄幸君）** 中屋敷久慈消防署長。

**○久慈消防署長（中屋敷亨君）** 野田村の負担金についてご説明申し上げます。これはコロナ対策の除染装置で、具体的にはオゾン水の生成装置220万円を計上するものでございます。この装置は野田分署に設置するものですから、野田村の負担ということになります。

**○議長（佐々木栄幸君）** 14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** 歳出を見ますと、署所施設整備費（久慈消防署）となっているんですが、野田分

署に設置と書いていないんですよ、そのところが分からないので、なぜ野田だけなのかなというふうに疑問を持ったんですけど、なぜ野田分署に設置する事業ですよというふうには書かなかったのかお聞かせください。

**○議長（佐々木栄幸君）** 大粒来消防長。

**○消防長（大粒来輝行君）** 久慈消防署の中の野田分署となっておりますので、久慈消防署の予算の括り中での記載ということで、久慈消防署と書かせていただいております。詳しく野田分署と記載していれば適正だったと思っております。

**○議長（佐々木栄幸君）** 14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** 組織図についてちょっと分からなかったのですが、久慈消防署の中に各分署が入っているということですか。今は洋野消防署は別になったと思いますが、その他の分署は久慈消防署の中の分署というふうな組織図になっていて、そこで予算措置されているということで理解してよろしいですかお聞かせください。

**○議長（佐々木栄幸君）** 大粒来消防長。

**○消防長（大粒来輝行君）** ただ今、議員がおっしゃったとおり久慈消防署の中の山形分署、野田分署、普代分署、洋野消防署の中の大野分署というふうに組織が分かれております。

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

次に、歳出、説明を求めます。

吉田総務企画課長。

**○総務企画課長（吉田義行君）** 10ページ、11ページをお開き願います。

歳出、5款1項消防費、3目消防施設整備費は、署所施設整備経費220万円の増額を計上いたしました。

以上で説明を終わります。

**○議長（佐々木栄幸君）** 歳出、5款消防費、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

次に、第2条債務負担行為について、説明を求めます。

吉田総務企画課長。

**○総務企画課長（吉田義行君）** 4ページをお開き願います。

第2条、債務負担行為につきまして、表によりご



説明申し上げます。第2表債務負担行為であります、久慈地区斎場指定管理費について、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる期間及び限度額をこの表のとおり定めようとするものであります。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を許します。

14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** オゾンのことですが、先ほど野田分署ということですが、すべての分署にこういう設備が備わっているのかできればお聞かせいただきたいと思います。それで、債務負担行為ですけど、5年間で単純に2,967万4,000円掛ける5でこの金額になります。そうしますと、今年度末までの指定管理と今後5年間の指定管理費の金額は若干でもふえているのか、そうでないと賃上げもできないということなんですけど、その辺が配慮された形での予算計上になっているのか、現在指定管理を受けている金額とこれからの金額との差異が生じているのか、少しでも増えているのか、その辺お聞かせください。

**○議長（佐々木栄幸君）** 大粒来消防長。

**○消防長（大粒来輝行君）** まず、オゾンの装置のことにつきましてですが、前回の補正予算におきまして久慈消防署及び洋野消防署のどちらでも対応できるように予算計上いたしました。今回の野田分署にという補正ですが、野田村から強い要望がございまして、消防サイドとしては非常にメリットだけでございますので、また、野田村においてもコロナ対策として置かせていただきたいということで、両方の組織にとってメリットがあるということで設置するものであります。

**○議長（佐々木栄幸君）** 中新井田衛生課長。

**○衛生課長（中新井田理君）** 指定管理者の金額でございすけども、今回の金額は2,967万4,000円、前回の協定につきましては2,877万4,000円ということで90万円の増となっております。

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。以上で質疑を終わります。

次に討論であります、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第1号「令和2年度久慈広域連合一般会計補

正予算（第3号）」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 起立全員であります。

よって議案第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

## 日程第6 議案第2号

**○議長（佐々木栄幸君）** 日程第6、議案第2号「介護保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

橋本介護保険課長。

**○介護保険課長（橋本藤雄君）** 議案第2号「介護保険条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

本条例は地方税法の一部改正に伴い、延滞金の割合の特例について所要の改正をしようとするものであります。

条例の内容であります、先ほど全協で説明しましたものが、今お手元にあります新旧対照表の説明となっております。大変失礼いたしました。

特例基準割合を延滞金特例基準割合に改め、計算の前提となる割合を平均貸付割合と規定するとともに、所要の整備をしようとするものであります。

また、施行期日を令和3年1月1日にしようとするものであります。

なお、この条例による改正後の介護保険条例附則第8条の規定は、この条例の施行の日以降の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお、従前の例によるものであります。

以上で説明を終わります。

**○議長（佐々木栄幸君）** 説明が終わりました。質疑を許します。

14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** この経過措置の附則を見ますと、いわゆる14.6%とか、7.3%という非常に高い延滞金の率となっておりますけど、実際に延滞者からいただく率については、国の施策で出ている特例基準の割合が、例えば、1カ月未満の延滞金については2.6%、それを過ぎた部分については8.9%というふうな資料が出てはいますが、そのとおりでいいのか。私

は以前から14.6%とか7.3%とか今の利息の状況を見ると高過ぎるということを言ってきた経緯があるんですけど、実際いただくパーセンテージについてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（佐々木栄幸君） 橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） 納期限の翌日から1カ月を経過するまで、これは本則の場合は7.3%そのとおりでございます。この特例が年2.6%、そして納期限の翌日から1カ月を経過した日以降の本則が14.6%で特例が年8.9%、そしてこれが改正後も率については変わらないということでございます。変わったのは、先ほども申し上げたとおり文言の改正ということでございます。

○議長（佐々木栄幸君） 14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） 資料を見ますとですね、平成26年あたりからの資料しかないんですけど、2.9%、2.8%、2.7%と下がってきているんですが、その辺はやっぱり今の利息状況からいきますと、更に引き下がるという状況だと私は思うんですが、そういう状況だというふうに捉えていいのでしょうか。

○議長（佐々木栄幸君） 橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） これは利息等の関係もございますので、下がっていけば下がるかも分かりませんし、国でどういう判断をするかによって変わってくるものというふうに考えております。

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

次に討論であります、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第2号「介護保険条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐々木栄幸君） 起立全員であります。

よって議案第2号は原案のとおり可決されました。  
~~~~~

## 日程第7 議案第3号

○議長（佐々木栄幸君） 日程第7、議案第3号「久慈地区汚泥再生処理センター整備・運営事業建設工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） 議案第3号「久慈地区汚泥再生処理センター整備・運営事業建設工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて」ご説明申し上げます。

本案は、平成30年10月31日に議会の議決を経て、日立造船・宮城建設・下館建設特定建設工事共同企業体と契約を締結した、久慈地区汚泥再生処理センター整備・運営事業建設工事について、契約金額46億1,592万円に、1,430万円を増額し、46億3,022万円で請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

変更の内容であります、上水道の給水について、洋野町水道事業所と協議した結果、加圧設備が必要となったことから、新たに給水ポンプ施設の整備を追加変更しようとするものであります。

○議長（佐々木栄幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） 度重なる追加、補正の案件ですけど、更に可能性があるのかどうかですね、完成に向けて補正計上が出る可能性がないのかどうかお聞かせいただきたいと思います。それから、この地図がありまして、水道引き込みポンプから建設予定地まで町道だと思いますが、町道に沿って敷設されていくわけですが、そうしますと従来加圧不足で使えなかった分とその周辺については、当然、これは洋野町の水道事業所が経営する水道に移管することになるかと思いますが、そういった形では、どんどん住宅が建つ可能性も出てくると思いますが、そういった点では住民が自由に使えるような施設だというふうに捉えていいのかお聞かせください。

それから、20年の運営契約というそうですけど、コンセンション契約の実態ということでもいろいろあるんですが、私どもまだこの共同企業体と広域連合との契約内容をですね、1回も見ることがないんですよ。議会にも提示されていません。実は私、自治体研究所で出している「自治体民営化の行方」という本を読んだ中で、公共施設運営実施契約書、これは浜松市の公

共下水道の契約です。ここの資料でいうと、102条43ページ、それから添付資料が37頁で合計80頁で膨大な契約書があるというふうに書いてあるんです。契約書の構成を見ると、第1章は総則、目的・事業概要・契約の構成・資金調達・収入・届出・責任、第2章は事務事業の承継等及びその他準備、第3章は公共施設と運営権、第4章は本事業、第5章はその他事業・実施条件、第6章は計画及び報告、第7章は改築に係る企画調整実施に係る業務等、第8章は利用料金の設定及び収集・授受、第9章はリスク分担、第10章は適正な業務の確保、第11章は契約事項、第12章は契約の期間及び契約満了に伴う措置、第13章は契約の解除又は終了及び解除又は終了に伴う措置、第14章は知的財産権、第15条はその他協議会・公租公課・個人情報保護、更に別添で定義集・事務事業の対象と書いてあります。この事業の内容もこのような内容になっているのではないかと私は思うのですが、どうでしょうか、お聞かせください。そして、この契約書について、写しを議会に提示していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（佐々木栄幸君） 上有谷事務局長。

○事務局長（上有谷満君） ただ今、議会の方に契約書を示していないというご質問でございました。いずれ、契約書の本文そのものは示してございませんが、改選前の議員さんには全協で概要を詳しく説明して、リスク分担のところもご説明してございます。その辺の資料をご覧いただければ分かると思いますが、いずれ、契約書は示しておりません。契約に当たってのリスク分担、どういう時は監査するんだよ、どういう時はモニタリングするんだよということでのご説明資料をお配りしておりますので、ご覧いただきたいと思っております。その他は課長から答弁申し上げます。

○議長（佐々木栄幸君） 中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） 既契約の増額でございますけれども、この他に工事受注者と協議しているものにつきましては、基礎杭工事における地中障害物の除去費用、それから工期延長に伴う経費の部分で金額を協議しているものでございます。あと水道のポンプにつきましては、ポンプ施設から処理場に送るだけの機械ということになりますので、そこの給水管から他の家庭に引けるような状態にはならないので、この給水管については連合が管理していくというものになり

ます。

○議長（佐々木栄幸君） 14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） 先ほど資料も差し上げていますが、私が言ったような契約になっているのか、そして先ほど概要とおっしゃいました。そんなのは資料じゃないですよ。きちんと示していただきたい。ただ、問題は、この専門家が言うには、この膨大な契約書は法律家もごく一部の専門家を除いては作成することはありませんと書いてある。地方自治体の現場の事務担当者が作成したり、個々の条項をめぐって民間事業者等を雇う専門家と交渉して地方自治体の利益を収束することは到底不可能と書いてある。だから、どの程度の内容の契約書になっているのかですね、きちんと、50億円近い契約をしてるんですよ、既に。このことに対する契約書をですね、詳細をなぜ議会に示さないんですか。示すべきです。速やかに写しを、全部ですね、別紙添付もあるはずですよ。他の同じPFIの事業を展開している事業体が行っている内容ですので、同じことだと思います。これは国の施策なんですよ。総務省が率先してやってきた施策です。そういった中で国もこのことをやればお金もつけたいというような状況がありますから、そういった国が進めた事業なんだけど、しかし、我々議会には、ちゃんとした資料が提示されていない。さっき局長は概要を説明したと言いました。それでは説明になっていませんので、しかも当時はVFMの資料があったんですが、それも示さなかったんですね。これは愛知県の西尾市でこういうことが起きていました。いったんPFIが決まったんです。住民から差し止めの訴訟が起きて、差し止めに反対する市長が当選してPFIの見直しが始まっているという自治体もあるんです。このことは本当にこれまでなかったことですよ、そういった意味では、本当にその自治体に役に立つのかどうか、その辺がですね、検証しなければならぬと思いますので、是非、契約書の内容についてコピーを議会に配布していただきたい。お願いします。

○議長（佐々木栄幸君） 上有谷事務局長。

○事務局長（上有谷満君） 先ほど概要と申し上げましたが、かなり細かい内容でございます。全協の資料をご覧いただければ分かると思います。契約書につきましては、後日、議員の皆様には配布したいと考えてございます。あと我々の汚泥再生処理センターにつき

ましては、DBOで民間資金がまったく入っておりませんので、いずれ、撤退しても施設は残り、我々広域連合の施設でございますし、先ほど全協で申し上げましたが、し尿処理場は下水道に繋がらない限り浄化槽あるいは汲み取り等の住民が居る限り必要な施設でございますので、いずれ、仮に業者が撤退したとしても別な業者を責任持って見つけますし、もし業者が無ければ直営でもという話になろうかと思えます。いずれ、その辺はご安心いただきたいと思えます。

○議長（佐々木栄幸君） 14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） 安心してくださいと局長は言うけど、資料が提示されないまま出してるんですよ。是非この本を貸しますから読んでですね、そういう事が起きてるんですよ。直営に移るときにお金がかかっている場合もあるんですよ。今、契約書の写しは提示しますと答弁がありました。速やかに提示していただいて、それに対する質問又は勉強をさせていただきたいと思えますし、そうでないと50億円の契約をしているわけですから、それに対して私たちは契約も何も知らないというわけにはいかないので、住民の代表として、その事は速やかに是非提示していただきたい。再度お願いします。

○議長（佐々木栄幸君） 上有谷事務局長。

○事務局長（上有谷満君） 先ほど申し上げましたとおり、契約書については、お配りしたいと思っております。契約金額40数億でございますが、それについて無駄にお金を払うというものではございません。いずれ、契約が履行された都度の支払になりますし、モニタリング等でも監視してまいりますので、その点はご安心いただきたいと思えます。

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

次に討論であります、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第3号「久慈地区汚泥再生処理センター整備・運営事業建設工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐々木栄幸君） 起立全員であります。

よって議案第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

閉会

○議長（佐々木栄幸君） 以上で本臨時会の日程は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、第6回久慈広域連合議会臨時会を閉会いたします。

午後2時15分 閉会